

産学共創・宇宙分散知能ロボティクスコンソーシアム

会則

令和8年5月21日 制定

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、「産学共創・宇宙分散知能ロボティクスコンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

第2条 (目的)

本コンソーシアムは、小型のAIロボットに関わるハードウェア、ソフトウェア、制御、通信その他関連技術を中心としつつ、宇宙利用に関する知的財産、法務、制度、標準化、倫理、ELSI（倫理的・法的・社会的課題）、ガバナンスその他関連分野も視野に入れ、会員が有する技術、知見、製品、設備、経験その他の資源を持ち寄り、相互に連携・補完しながら、宇宙空間におけるミッション参画及びミッション実現、並びに関わる技術の地上利用と社会実装、これに資する社会的・制度的基盤の形成を目指すことを目的とする。

2 本コンソーシアムは、単なる情報交換にとどまらず、役割分担を明確にした実行型の連携体として活動する。

第3条 (活動)

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 各技術分野の研究開発、企画、設計、試作、評価及び実証
- (2) 技術、製品、設備、データ、ノウハウ等の相互利用及び共同検討
- (3) 知的財産、法務、制度、標準化、倫理、ELSI、ガバナンスその他宇宙利用に関連する社会的・制度的課題に関する議論、検討及び整理
- (4) 外部資金、補助金、委託研究、競争的資金等の申請・応募に対するチーミング
- (5) 展示会、シンポジウム、講演会、学会発表、論文発表、広報活動その他の対外発信
- (6) 宇宙を中心とした社会的及び技術的ビジョンの議論及び共有
- (7) 会員相互の交流、情報交換、人材育成及び参画機関の拡大
- (8) その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な活動

第2章 会員

第4条（会員種別）

本コンソーシアムの会員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 正会員 本コンソーシアムの目的に賛同し、議決権を有する法人、大学、研究機関、団体又は個人
- (2) 賛助会員 本コンソーシアムの目的に賛同し、主として支援を行う法人、大学、研究機関、団体又は個人
- (3) 特別会員 幹事会が必要と認めた有識者、アドバイザーその他の者
- (4) オブザーバー 幹事会が必要に応じて参加を認めた者

2 前項の会員には、宇宙技術、研究開発、実証、事業化に関わる者のほか、知的財産、法務、制度、標準化、倫理、ELSI、ガバナンス、政策その他本コンソーシアムの目的達成に資する専門性を有する者を含むものとする。

3 議決権は正会員のみが有する。

第5条（入会）

本コンソーシアムへの入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

2 入会希望者は、本会則及び本コンソーシアムが別途定める秘密保持その他のルールを遵守することに同意するものとする。

第6条（退会）

会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会後も、秘密保持、知的財産、成果公表その他性質上存続すべき義務は有効に存続する。

第7条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会則又は本コンソーシアムの決議に重大に違反したとき
- (2) 本コンソーシアムの名誉又は信用を著しく毀損したとき
- (3) 反社会的勢力との関与その他会員として不適当な事由があるとき
- (4) 本コンソーシアムの運営に重大な支障を及ぼす行為があったとき

第3章 機関及び運営

第8条 (機関)

本コンソーシアムに、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 代表
- (4) 事務局
- (5) ワーキンググループ (WG)
- (6) 必要に応じてサブワーキンググループ (SubWG)

2 本コンソーシアムは、代表、幹事会、事務局、WG 等により運営する。

第9条 (総会)

総会は、正会員をもって構成し、本コンソーシアムの基本方針を決定する最高意思決定機関とする。

2 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則の制定及び改正
- (2) 年度活動方針の承認
- (3) 活動報告の承認
- (4) 代表及び幹事の選任又は解任
- (5) 本コンソーシアムの運営に関する基本事項
- (6) 会員の除名
- (7) 解散その他重要事項

第10条 (総会の議決)

総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 各正会員の議決権は1会員1票とする。

3 会則改正、除名、解散その他重要事項は、出席正会員の3分の2以上の賛成を要する。

第11条 (幹事会)

幹事会は、代表及び幹事をもって構成し、本コンソーシアムの業務執行及び日常運営を行う。

2 幹事会は、次の事項を審議又は決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 年度活動計画案その他運営実務に関する事項
- (3) 入会審査
- (4) WG 及び SubWG の設置、改廃並びにリーダーの選任
- (5) 外部資金応募等に係るチーム編成の基本方針
- (6) 成果公表、知的財産、秘密保持、法務、制度、ELSI その他運営上必要な事項
- (7) 寄附、協賛、補助金、助成金、委託費その他の外部資金又は収入に関する事項
- (8) 本コンソーシアムの運営上必要となる共通の取扱いに関する事項

第 12 条（代表）

代表は、本コンソーシアムを代表し、その業務を統括する。

2 代表の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 13 条（事務局）

事務局は、本コンソーシアムの庶務、会員管理、会議運営、文書管理その他運営実務を処理する。

2 前項の運営実務は、特定の事務局担当会員又は関係会員の協力により、分担して実施することができる。

3 本コンソーシアムは、当面の間、独立した常設事務局体制又は専従事務局員の配置を必須としない。

第 14 条（WG 及び SubWG）

本コンソーシアムは、技術分野又はテーマごとの活動を推進するため、WG 及び必要に応じて SubWG を設置することができる。

2 WG には WG リーダーを置き、幹事会が選任する。

3 WG は、活動計画、役割分担及び進捗確認方法を定め、幹事会に報告する。

4 WG 又は SubWG における個別案件については、必要に応じて別途合意又は契約を締結する。

第 4 章 運営

第 15 条（事業年度）

本コンソーシアムの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 設立初年度の事業年度は、設立日から当該年度末日までとする。

第 16 条（運営の基本）

本コンソーシアムは、当面の間、会費を設定せず、会員の自主的かつ相互の協力により運営することを原則とする。

- 2 本コンソーシアムの通常の運営に要する事務的作業、会議運営、情報連携、対外調整その他の活動は、原則として会員又は関係者の手弁当又は所属機関の負担により実施するものとする。
- 3 本コンソーシアムは、必要に応じて、寄附金、協賛金、補助金、助成金、委託費その他の収入を受け入れ、これを運営又は活動に充てることができる。
- 4 本コンソーシアムの運営又は活動に関し、将来、会費その他の負担の在り方について検討が必要となった場合には、会員間で別途協議するものとする。
- 5 前項の協議の結果、本コンソーシアムの運営上必要な事項を定める場合には、その内容、方法及び適用時期について、別途決定するものとする。
- 6 特定の事業、実証、提案、申請、展示、広報その他の個別案件に要する費用負担については、当該案件に参加する会員間で別途協議し、必要に応じて書面その他の方法により定める。

第 5 章 情報管理・成果・知的財産

第 17 条（会員組織への配慮）

本コンソーシアムの活動にあたっては、各会員組織の事情、意思決定手続、法令、契約上の制約その他の事情に配慮し、必要な議論、手続及び承認を経て進めるものとする。

- 2 本コンソーシアムは、技術的課題に加え、知的財産、法務、制度、倫理、ELSI その他宇宙利用に関連する社会的・制度的課題についても、各会員の立場及び制約を尊重しつつ議論を行うものとする。

第 18 条（秘密保持）

会員は、本コンソーシアムの活動を通じて知り得た秘密情報を、別途提出する秘密保持誓約書その他の定めに従って適切に管理するものとする。

- 2 会員は、他の会員の事前承諾なく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

第 19 条（成果公表）

会員が、本コンソーシアムの活動に関連する成果を外部に公表しようとするときは、原則として事前に事務局へ届け出るものとする。

2 幹事会は、秘密保持、知的財産保護、安全保障輸出管理、法務、倫理、ELSI その他必要な観点から、公表内容の修正、延期又は差止めを求めることができる。

第20条（知的財産）

会員が本コンソーシアム参加前から保有する知的財産権その他の権利は、当該会員に留保される。

2 本コンソーシアム活動を通じて新たに生じた成果及び知的財産権の帰属は、原則として当該成果を創出した会員に帰属する。

3 複数会員が共同して成果を創出した場合の帰属、持分、出願、利用条件その他必要事項は、当事者間で別途協議し、書面で定める。

4 個別案件の知的財産の取扱いは、必要に応じて別途契約で定める。

5 本コンソーシアムは、知的財産そのものの権利帰属に限らず、宇宙利用に関する知的財産戦略、権利活用、制度設計その他関連課題についても議論及び検討の対象とすることができる。

第6章 雑則

第21条（会則の改正）

本会則は、総会の決議により改正することができる。

第22条（解散）

本コンソーシアムは、総会の特別決議により解散する。

2 解散時の残余財産、文書、データその他の取扱いは、総会の決議により定める。

第23条（協議事項）

本会則に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、会員が誠意をもって協議し、必要に応じて幹事会又は総会の決議により定める。

附則

本会則は、令和8年5月21日から施行する。